

## 排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱

最終改正 令和8年5月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書に規定する排水設備設置義務の免除（以下「免除」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(免除の要件)

第2条 免除は、次の各号の要件を満している場合に行うことができる。

(1) 免除により公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排除しようとする下水（以下「免除下水」という。）の排除時の水質が、次に掲げる水質基準に適合していること。ただし、公共用水域から取水する工場間接冷却用水等にかかる免除下水については、排除時の水質が、取水時の水質と同等であるかまたはそれ以上に良質化していること。

ア 法施行令（昭和34年政令第147号）第6条により、流域下水道終末処理場からの放流水について定められている排水基準を水質基準とする。

イ 水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例その他の条例により、アに規定する基準よりきびしい排水基準が定められ、またはアに規定する項目以外の項目についても排水基準が定められている免除下水については、アの規定にかかわらず、その排水基準を水質基準とする。

(2) 免除下水を排除する施設（以下「排除施設」という。）と排水設備等は完全に分離した系統とし、かつ、その系統が容易に確認できること。

(3) 原水の取水量および免除下水の排除量が測定できること。

(4) その他、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める要件を満していること。

2 前項第2号から第4号までに掲げる要件を満たしていない場合でも、管理者が特にやむを得ないと認めるときは免除することができる。

(申請書の提出)

第3条 免除を受けようとする者には、排水設備設置義務免除申請書（様式第1号）に、申請日前3カ月以内に実施した水質試験の成績証明書の写しを添付して提出させる。

2 免除を受けた者が、免除に関する事項の変更等（変更、休止、廃止、再開）をしようとする場合は、前項の規定を準用する。

3 免除期間を更新しようとする場合には、免除期間満了日の60日前から30日

前までの間に、第1項の申請書に前回交付した排水設備設置義務免除許可書の写しを添付して提出させる。

(水質試験の実施)

第4条 申請書が提出された場合において必要と認めるときは調査を行い本市職員立会のうえ採水を行わせ、申請者に第7条第2項に定める水質分析機関において水質試験を実施させる。

2 免除を受けた者には、免除期間中3月を超えない排除の期間ごとに1回以上水質試験を実施させる。ただし、必要に応じその回数を増減させることができる。

3 前項のほか、管理者が必要と認めた場合は、立入り検査を行う。

(水質試験の試料の採取箇所および方法)

第5条 水質試験の試料の採取箇所は、免除下水の排除口とする。ただし、原水を公共用水域から取水する場合は、取水口においても採取させる。

2 水質試験の試料の採取方法は、「日本産業規格K0102-1 4.8.1」およびこれに準ずる方法とする。

(水質試験の実施)

第6条 水質試験の実施項目は、特別の事由があると認めた場合を除き、水質基準に係る各項目について実施させる。

(水質試験の方法および水質分析機関)

第7条 水質試験の方法は、下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省、建設省令第1号)に定めるところによる。

2 水質分析機関は、計量法(平成4年法律第51号)第107条第2号に規定する計量証明の事業の登録を受けた事業所または公的機関とする。

(水質試験等の報告)

第8条 第4条に規定する水質試験を実施したときは、水質試験報告書(様式第3号)を提出させる。

2 原水の取水量および免除下水の排除量については、免除期間中1月ごとの水量を水量報告書(様式第4号)に記録させ、翌月の末日までに提出させる。

(許可証の発行)

第9条 免除は、排水設備設置義務免除許可書(様式第2号)を申請者に交付して行う。

2 許可にあたっては、必要と認める条件を付け加える。

(免除の期間)

第10条 免除の期間は、免除した日から当該年度の末日までとする。ただし、免除の期間が60日に満たない場合は、免除した日から翌年度の末日までとするこ

とができる。

(届出事項)

第11条 公共用水域に関する取水および排除の許可を、公共用水域の管理者から受けた者には、許可書を受け取った日から10日以内に届出書(様式第5号)を提出させる。

(監督処分等)

第12条 免除を受けた者が、許可条件に違反し、または虚偽の報告をした場合には、法第38条の規定に基づき必要な措置を命ずるものとする。

(適用除外)

第13条 この要綱の規定は、合流式下水道の処理区域内の下水または分流式下水道の処理区域内であって降雨時に雨水が浸入すると管理者が認める下水については、適用しない。

付 則

(施行期日)

1. この要綱は、昭和58年4月22日から施行する。

(旧運用基準の廃止)

2. 下水道法第10条第1項ただし書の許可について(昭和46年5月12日。以下「旧運用基準」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3. この要綱の施行の日前に、旧運用基準によってなされた免除の申請または免除の許可は、この要綱によってなされたものとみなす。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年7月4日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

様式 1

# 排水設備設置義務免除申請書

(新規・継続・変更・休止・廃止・再開)

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者 様

申請者

住 所

電話番号

氏 名

(名称及び代表者名)

(※)

(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。  
法人の場合は、記名押印してください。

下水道法第10条第1項に規定する排水設備の設置義務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称		* 整理番号	
		* 受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		* 免除下水区分	
		* 審査結果	
免除を申請する理由		* 備考	
△排除施設の構造	別紙 のとおり。		
△排除施設の使用の方法	別紙 のとおり。		
△免除下水の量及び水質	別紙 のとおり。		
△原水及び免除下水の系統	別紙 のとおり。		

備考1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。

2 \*印の欄には、記載しないこと。

3 申請書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 排水設備設置義務免除許可書

(新規・継続・変更・休止・廃止・再開)

申請者

住 所

氏 名

(名称及び代表者)

年 月 日付で申請のあった排水設備の設置義務の免除については、下水道法第 10 条第 1 項のただし書の規定により下記のとおり許可する。

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者

### 記

1. 免除の期間 年 4月 1日から

年 3月 31日まで

2. 事業場 所在地

名 称

3. 免除の条件

- ① 免除下水の排除に際しては、下水道法、水質汚濁防止法及びその他関連法令による所定の手続きを行い、これを遵守すること。
- ② 将来許可条件違反または水質基準の変更等により公共下水道へ接続の必要が生じた場合には、公共下水道の改築に要する工事負担金はすべて申請者において負担すること。

- ③ 免除を受けた事項の変更等（変更・休止・廃止・再開）をしようとする場合は、あらたに免除申請をすること。
- ④ 免除期間を更新しようとする場合は、免除期間満了の60日前から30日前までの間にこの免除許可書の写しを添えて免除申請すること。
- ⑤ 免除下水の水質試験は、下記の第2欄の期限内ごとに各1回実施し、その結果を同表の第3欄の期日までに報告すること。また、上下水道事業管理者（以下、管理者）が必要と認め水質試験の指示をしたときは、直ちにこれを実施すること。

1	4月から6月	7月20日
2	7月から9月	10月20日
3	10月から12月	1月20日
4	1月から3月	4月20日

- ⑥ 水質試験は、水質基準に係る項目または管理者が必要と認め指示した項目について、下水の水質の検定方法に関する省令に定める方法により実施すること。
- ⑦ 水質分析は、計量法第107条に規定する計量証明の事業の登録を受けた事業所または公的機関が実施すること。
- ⑧ 原水の取水量及び免除下水の排除量は、1月ごとに記録し、翌月の末日までに報告すること。
- ⑨ 公共用水域に関する取水及び排除の許可を公共用水域の管理者から受けたときは、10日以内に届出書を提出すること。
- ⑩ 関係法令等の改正またはその他の事由により許可条件を変更する必要があると管理者が認めた場合は、管理者の指示に従うこと。
- ⑪ この免除に付した条件に違反し、または虚偽の報告をしたと認められるときは、免除を取消し、若しくは変更し、または必要な措置を命ずることがある。

様式 3

# 水 質 試 験 報 告 書

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者 様

事業場名  
所在地  
代表者名

年 月 から 月 までの免除下水の排除状況を次のとおり報告します。

1. 排除口の名称

2. 排 除 日 数 日

3. 排除口における免除下水量

期間中の合計量  $m^3$  ・ 日平均量  $m^3$   
日付 日付  
日最大量  $m^3$  ( 月 日 ) ・ 日最小量  $m^3$  ( 月 日 )

4. 排除口における免除下水の水質試験の結果

採水日時 年 月 日 時 分

項 目	水 質	項 目	水 質
温 度		化学的酸素要求量	
水素イオン濃度		浮 遊 物 質	
生物化学的酸素要求量		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	

分析機関名

※ 上記以外の水質試験結果は水質試験成績証明書の写しを添付して下さい。



様式 5

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者 様

申 請 者  
事業場名  
所 在 地  
代表者名

公共用水域の許可（取水・排除）について

年 月 日で排水設備設置の免除を受けた下水については、別紙写しのとおり公共用水域の許可（取水・排除）がされましたのでお届けします。